

健移発0516第3号  
令和5年5月16日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局難病対策課  
移植医療対策推進室長  
(公 印 省 略)

「臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」の廃止について

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、「臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月21日付け健移発0421第1号厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長通知）、「臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について（その2）」（令和3年1月7日付け健移発0107第1号厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長通知）、「臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」（令和3年7月21日付け健移発0721第2号厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長通知）は廃止します。なお、移植医療における感染症対策に関しては、従前通り、移植を受ける患者を守る観点等から、関連の学会の指針等も参考にし、適切に対策を講じるよう、関係する医療機関等に周知の上、御対応されるようお願いいたします。

なお、同趣旨の通知を文部科学省高等教育局医学教育課長、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長、各眼球あっせん機関の長、一般社団法人日本移植学会理事長、一般社団法人日本脳神経外科学会理事長、一般社団法人日本救急医学会理事長、一般社団法人日本集中治療医学会理事長、公益社団法人日本医師会会長、日本角膜移植学会理事長及び日本角膜学会理事長にも送付していることを、併せて申し添えます。

健移発 0421 第 1 号  
令和 2 年 4 月 21 日

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長  
各眼球あっせん機関の長

） 殿

厚生労働省健康局難病対策課  
移植医療対策推進室長  
(公 印 省 略)

### 臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、「臓器移植及び造血幹細胞移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 3 月 5 日厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長通知）において、臓器提供候補者が新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる要件に該当するかどうかについて情報収集を強化し、該当すると判断された場合には当該候補者の臓器等を移植に用いないこととすること等について、お示ししたところです。

その後、国内における感染の発生状況の変化等を総合的に勘案し、臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応については、当面の間、下記のとおりといたしますので、公益社団法人日本臓器移植ネットワークにおかれては貴法人に登録されている臓器移植施設、各眼球あっせん機関におかれましては関係する医療機関等にも周知の上、適切に御対応されるようお願いいたします。

また、下記の取扱いは、今後の WHO による公表内容や国内における対応等の状況の変化を踏まえ、適宜改めていく予定であることを申し添えます。

なお、同趣旨の通知を文部科学省高等教育局医学教育課長、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長、一般社団法人日本移植学会理事長、一般社団法人日本脳神経外科学会理事長、一般社団法人日本救急医学会理事長、一般社団法人日本集中治療医学会理事長、公益社団法人日本医師会会長、日本角膜移植学会理事長及び日本角膜学会理事長にも送付していることを、併せて申し添えます。

## 記

1. 臓器提供候補者に対するPCR検査の可否を検討する際は、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について」（令和2年2月27日付厚生労働省健康局結核感染症課長通知（別添））において、新型コロナウイルス感染症の疑似症患者等だけでなく、「医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者」についてもPCR検査の対象となっていることを踏まえ、臓器移植による新型コロナウイルスの感染の可能性が明らかになっていないことに十分留意しつつ適切に対応すること。なお、医師がPCR検査を実施する必要があると判断した場合において、検査に関連する制度・基準等に不明な点がある等により厚生労働省との相談を希望するときは、厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室（代表：03-5253-1111（内線2268、担当 吉屋、小川））が窓口となること。
2. 臓器の提供候補者について、PCR検査を行い、その結果が陽性だった場合、臓器あつせん機関は当該候補者の臓器あつせんを行わないこと。
3. PCR検査を行い、結果が陰性だった場合においても、新型コロナウイルス感染症については未だ不明な点が多いことから、当該候補者の臓器を移植に用いるかどうかについては、移植施設において慎重に判断すること。

なお、摘出に関わる医療関係者を通じた感染拡大や移植に係る移動に伴う感染拡大の危険性を低減する観点から、臓器の摘出・搬送に当たり、臓器の保護等のほか、医療関係者の移動距離の短縮や移動を要する医療関係者の人数の絞り込み等についても考慮されることが望ましい。

健移発 0107 第 1 号  
令和 3 年 1 月 7 日

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長  
各眼球あっせん機関の長

） 殿

厚生労働省健康局難病対策課  
移植医療対策推進室長  
(公 印 省 略)

### 臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について（その 2）

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、「臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 4 月 21 日厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長通知）において、臓器提供候補者に対する PCR 検査の要否等についてお示ししたところです。

その後、新型コロナウイルス感染症について様々な検査キットが開発される中、国内の当該検査が円滑に実施されることを目的に各種検査法の意義や状況に応じて実施する検査についての考え方がまとめられた『新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針第 2 版（令和 2 年 11 月 10 日）』（別添）が作成されたところです。

今後、臓器提供候補者に対しては、別添を参考とし、状況に応じた適切な検査を実施していただきたく、公益社団法人日本臓器移植ネットワークにおかれては貴法人に登録されている臓器移植施設、各眼球あっせん機関におかれましては関係する医療機関等にも周知の上、適切に御対応されるようお願いいたします。

また、当指針は、今後の WHO による公表内容や国内における対応等の状況の変化を踏まえ、適宜改めていく予定であることを申し添えます。

なお、同趣旨の通知を文部科学省高等教育局医学教育課長、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長、一般社団法人日本移植学会理事長、一般社団法人日本脳神経外科学会理事長、一般社団法人日本救急医学会理事長、一般社団法人日本集中治療医学会理事長、公益社団法人日本医師会会長、日本角膜移植学会理事長及び日本角膜学会理事長にも送付していることを、併せて申し添えます。

健移発 0721 第 2 号  
令和 3 年 7 月 21 日

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局難病対策課  
移植医療対策推進室長  
(公 印 省 略)

### 臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について（その 3）

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、「臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 4 月 21 日厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長通知）及び「臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について（その 2）」（令和 3 年 1 月 7 日厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長通知）において、臓器提供候補者に対する P C R 検査の要否及び状況に応じた適切な検査の実施方法等についてお示ししたところです。

この度、海外において、鼻咽頭検体の P C R 検査で新型コロナウイルス感染症が陰性であった臓器提供者からの移植肺を介して臓器移植者及び医療関係者が新型コロナウイルス感染症に感染し、後日、移植肺の下気道由来検体について P C R 検査を行ったところ、陽性が確認された事例が生じたことを踏まえ、臓器移植者の健康の確保及び提供施設における感染拡大防止の観点から、今後、特に脳死下臓器提供候補者に対しては、地域における感染の発生状況等を勘案し、事前に下気道由来検体（気管支吸引液）の P C R 検査を実施して頂きたく、臓器提供施設にも周知の上、適切に御対応されるようお願いいたします。

検査の実施に当たっては「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 10 月 14 日厚生労働省健康局結核感染症課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その 3）」（令和 2 年 10 月 2 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を踏まえ、感染予防策の徹底を図った上で適切な運用をお願いいたします。また、本通知は、当該感染症に関する新たな知見が得られた場合、適宜改めていく予定といたします。

また、上記通知に基づいて医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑うと判断した場合において、下気道由来検体（気管支吸引液）の P C R 検査を実施した場合は行政検査として扱われますが、仮に費用が発生した際には、その費用は、肺移植実施施設が負担することについて、各肺移植実施施設の間で合意済みであることを申し添えます。

なお、同趣旨の通知を一般社団法人日本移植学会理事長、一般社団法人日本脳神経外科学会理事長、一般社団法人日本救急医学会理事長、一般社団法人日本集中治療医学会理事長にも送付していることを、併せて申し添えます。